

第21号発議案

北朝鮮に対する経済制裁措置の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年 9月28日

提出者	沢野修	中 原	八 一	小 林	林 林	一 生
	佐藤純	柄 沢	正 三	小 野	林 林	一 生
	三林碩	佐 藤	信 幸	市 川	政 政	一 生
	志田邦男					

賛成者	小 林	一 大	富 樫	櫻 井	一 成	佐 藤	卓 之
	市 村	孝 一	榆 井	井 井	辰 雄	小 島	隆 吉
	片 野	莞 猛	桜 岩	井 村	一 甚	西 齋	洋 景
	佐藤彦	国 彦	早 川	川 川	良 吉	齋 尾	隆 昭
	金野洸	二 郎	小 帆	川 荻	和 謙	小 渡	忍 夫
	中村修	伊 佐	帆 東	山 山	英 治	三 石	夫 一
	石 井	直 昭	梅 大	谷 谷	機 守	内 小	健 郎
	星 野	昭 太	若 松	月 川	健 仁	石 内	元 雄
	進 山	增 雄	中	川 川	ヨ 子	小 佐	秀 秀
	竹 木					横 尾	
	青 崎						
	宮 川						
	皆 川						

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

北朝鮮に対する経済制裁措置の継続を求める意見書

北朝鮮が、日本国民の拉致を正式に認めた初の日朝首脳会談から5年が経過したが、この間、我が国の拉致被害者5人とその家族が帰国した以外に、進展がない状況が続いている。

我が国は、昨年7月の北朝鮮による弾道ミサイル発射という暴挙に対し、北朝鮮の貨客船である万景峰92号の入港を禁止し、北朝鮮からの入国審査を厳格化する等の措置を講じ、また、10月に北朝鮮が核実験の実施を発表した際は、すべての北朝鮮籍の船舶の入港を禁止し、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な経済制裁措置を実施し、それなりの効果を上げていていると認識している。

しかしながら、これらの制裁措置が今年10月13日で期限切れを迎えることから、拉致問題の早期解決のためにも、これらの措置は継続して実施されるべきである。

よって国会並びに政府におかれては、すべての拉致被害者の即時帰国と真相の究明に向け、北朝鮮に対する経済制裁措置を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
外務大臣	高村正彦様
財務大臣	額賀福志郎様
経済産業大臣	甘利明様
国土交通大臣	冬柴鐵三様
防衛大臣	石破茂様
内閣官房長官	町村信孝様

第22号発議案



新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者 議会運営委員長 中 原 八 一

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前							
第7条 議員が公務のために出張したときは、順路により次の費用を弁償する。						第7条 議員が公務のために出張したときは、順路により次の費用を弁償する。							
区 分	車 賃		(略)	出張雑費（1 日につき）		(略)	区 分	車 賃		(略)	日当（1日に つき）		(略)
	公共 交通 機関	自家 用車		県内	県外			（1キロ メートル につき）	県内		県外		
議 長	旅客 運賃	1キ ロメ ートル につ き 22円	(略)	825円	1,650 円	(略)	議 長	37円	(略)	1,650 円	3,300 円	(略)	
議 員	旅客 運賃	1キ ロメ ートル につ き 22円	(略)	825円	1,650 円	(略)	議 員	37円	(略)	1,650 円	3,300 円	(略)	
2 前項に定める車賃、鉄道賃及び船賃については、同項に定める運賃等のほか、職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）第15条、第16条						2 前項に定める鉄道賃及び船賃については、同項に定める運賃のほか、職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）第15条及び第16条の規定							

及び第18条の規定を準用する。この場合において、同条例第15条第3項中「公務上の必要により特別車両料金」とあるのは「特別車両料金」と、同条例第16条第1項第4号中「公務上の必要により第2号」とあるのは「第2号」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項に定める出張雑費については、職員の旅費に関する条例第19条第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条中「旅行雑費」とあるのは「出張雑費」と、同条第1項ただし書中「第1号又は第3号に規定する額に、第1号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、第3号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、それぞれ」とあるのは、「新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）第7条第1項に定める県内又は県外の出張雑費の額に当該出張雑費の額を」と読み替えるものとする。

を準用する。

3 第1項に定める日当については、職員の旅費に関する条例第19条第1項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項中「本文に規定する額に第2号に定める」とあるのは、「新潟県議会議員給与条例第7条第1項に定める日当の額に同項に定める県外の日当の」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成19年新潟県条例第6号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟県議会議員給与条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

原案可決

全会一致

第23号発議案

新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者 議会運営委員長 中 原 八 一

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟県政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
(収支報告書等の保存及び閲覧) 第13条 (略) 2 (略) 3 <u>議長は、前項の規定に基づく請求があつたときは、当該請求に係る収支報告書及び領収書等の写しに記載されている情報のうち、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条の非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。</u>	(収支報告書の保存及び閲覧) 第13条 (略) 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第24号発議案

原案可決

全会一致

「新潟—福岡線」の継続運航を求める決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者 建設公安委員長 齋藤 隆景

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

「新潟－福岡線」の継続運航を求める決議

去る9月28日、全日本空輸株式会社は国土交通省に「新潟－福岡線」廃止届を提出した。

この路線は、本州日本海側と九州地方の二つの政令市を直接結び、年間14万人が利用する重要路線であり、仮に、この路線が休止されることになれば、新潟と九州の間のビジネスや観光など経済的需要の縮小は避けられず、本年7月に発生した新潟県中越沖地震からの復興に、県民一丸となって取り組んでいる本県の地域経済に極めて深刻な影響を及ぼすこととなる。

また、地方の衰退が叫ばれる中、都市と地方の格差をますます増大させ、一層地方の衰退を助長することになりかねない。

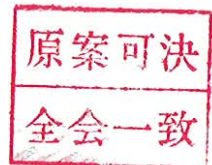
経済界をはじめ、県民一体となった路線存続を求める声が高まる中で、地元の理解を得ないまま、廃止届が提出されたことは、大変残念である。

よって本県議会は、全日本空輸株式会社に、こうした本県の状況を十分理解願ひ、直行便の継続運航を求めるものである。

以上、決議する。

平成19年10月12日

新 潟 県 議 会



第25号発議案

尾瀬国立公園の速やかな自然環境保全を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者 厚生環境委員長 佐藤 莞爾

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

尾瀬国立公園の速やかな自然環境保全を求める意見書

本年8月30日に、尾瀬国立公園が新たに誕生した。

尾瀬は、我が国を代表する美しい景観と学術的にも貴重な生態系を有し、ゴミ持ち帰り運動発祥の地として「日本の自然保護の原点」といわれている。

このかけがえのない尾瀬の自然環境を確実に次世代に引き継いでいくため、関係機関による一層の取組が求められるところであり、広域的な課題等については、特に、国における速やかな対応が不可欠である。

よって国会並びに政府におかれては、下記の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

1 ニホンジカによる食害等の防止措置

尾瀬においては近年、ニホンジカによる高山植物の食害等が問題となっていることから、尾瀬国立公園内におけるシカの抜本的な生息状況調査や、有害捕獲も含めた総合的な対策を早急に講じること。

2 木道、公衆便所等各種施設の整備促進

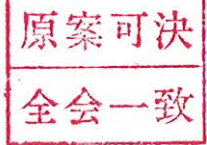
尾瀬国立公園内の木道、公衆便所等の施設については、地元の意向等もふまえて、原則として国において早急に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月12日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
環 境 大 臣	鴨 下 一 郎 様



第26号発議案

中小企業の事業承継円滑化に向けた税制措置等に関する
意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者 産業経済委員長 岩村良一

新潟県議会議長 長津光三郎 様

中小企業の事業承継円滑化に向けた税制措置等 に関する意見書

我が国の中小企業は、厳しい経営環境の中、廃業率が依然として開業率を上回っているなど厳しい状況にあり、今後、経営者の高齢化に伴い、事業承継の問題が一層、深刻化することが懸念される状況にある。

中小企業は、地域の雇用を維持・創出するとともに地域共同体の文化・伝統の保持など、経済的・社会的に重要な役割を担っている。

こうした中小企業の事業承継の円滑化を図ることは、事業の継続・発展を通じて地域経済の活力の維持や雇用の確保等に資するものであり、我が国経済の活性化並びに持続的な成長の実現のためにも不可欠である。

よって国会並びに政府におかれては、中小企業の事業承継円滑化に向けて下記のとおり総合的な支援策を大胆かつ迅速に講じられるよう、強く要望する。

記

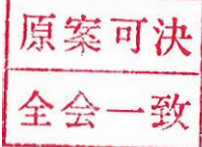
- 1 事業用資産に係る相続税は一定期間の事業継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すること。
- 2 非上場株式については円滑な事業承継を可能とする評価方法の見直しを行うこと。
- 3 民法の遺留分制度などについて、事業承継の際に相続人当事者の合意を前提としつつ、経営権や事業用資産を後継者に集中できるよう制度の改善を図ること。
- 4 事業承継時における金融面での支援、廃業と開業のマッチング支援等を行うための事業承継関連予算の大幅な拡充など、事業承継円滑化のための総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月12日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
経 済 産 業 大 臣	甘 利 明 様
中 小 企 業 庁 長 官	福 水 健 文 様



第27号発議案

新幹線の並行在来線の支援に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者 建設公安委員長 齋藤 隆 景

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

新幹線の並行在来線の支援に関する意見書

北陸新幹線は、国土の均衡ある発展と活力に満ちた地域社会の振興に大きく寄与するとともに、東海道新幹線の代替補完機能を有することから、災害に強い国土整備にも資する社会基盤として、平成26年度末長野・金沢間の開業に向けて着実に建設が進められているところである。

北陸新幹線開業に伴い、本県では、並行在来線として、信越本線直江津・長野県境間及び北陸本線直江津・富山県境間の2線区がそれぞれ東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社から経営分離されることとなるが、本県及び沿線3市が設置した「並行在来線のあり方懇談会」が1月に取りまとめた報告書では、開業から30年間の公共負担を約386億円と見込むなど分離後の並行在来線の運営は、非常に厳しいものとなることが想定されている。

よって国会並びに政府におかれては、北陸新幹線建設が国家プロジェクトであることにかんがみ、その結果として経営分離される並行在来線の安定した運営のため、初期投資に対する起債充当及び交付税措置、収益性に基づいた価額による資産譲渡実現への格別な配慮、貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実等の支援策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月12日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
国 土 交 通 大 臣	冬 柴 鐵 三 様

第28号発議案



政治の信頼回復に関する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者	中 原 八 一	小 林 林 一	佐 藤 純
	沢 野 修	柄 沢 正	小 野 峯 生
	三 林 碩 郎	志 田 邦 男	
賛成者	小 林 一 大	富 樫 一 成	佐 藤 卓 之
	市 村 孝 一	榆 井 辰 雄	小 島 洋 隆
	片 野 莞 爾	桜 井 甚 良	西 齋 尾 小 渡 三 青 中
	佐 藤 莞 彦	岩 早 小 帆 東 竹 佐 皆	藤 島 川 藤 身 野 辺 富 木 川
	金 谷 野 松 井 野 川 尾		
	中 村 石 星 松 横		
	二 伊 佐 夫 又 ヨ 秀		
	幸 秀		

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

政治の信頼回復に関する決議

県議会における議会制民主主義の健全な発展は、県民の我々議員に対する揺るぎない信頼があって、初めて成し遂げられるものである。

しかしながら、昨今、国政・県政の場において相次いだ様々な不祥事や事件は、政治に対する県民の信頼を失墜させるものであり、誠に遺憾である。

我々議員は、これらを個々の不祥事としてとどめることなく、県議会全体として真摯に受け止め、襟を正すとともに、県民の代表としての職責の重さを深く認識し、公正、誠実を旨とする厳しい政治倫理に徹し、その任務遂行のため、高い見識の涵養に努めていかなければならない。

よって本県議会は、県民に信頼される県政の確立を期すため、旺盛なる責任感と清廉を保持し、もって政治の信頼回復に全力で取り組むことをここに決意するものである。

以上、決議する。

平成19年10月12日

新潟県議会

原案可決
全会一致

第29号発議案

私学助成の充実に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者 中 原 八 一 小 林 林 一 佐 藤 純
沢 野 修 柄 沢 正 三 小 野 峯 生
三 林 碩 郎

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

私学助成の充実に関する意見書

本県の私立高等学校等は、建学の精神と独自の教育理念に基づき、将来を担う人材育成のため、個性化、多様化という時代の要請に対応した魅力ある学校づくりを展開しているところであるが、その経営は生徒数の減少の影響等により難しい状況を迎えている。

教育は、公私相まつの体制が維持され、生徒に多様な選択肢が用意されていてこそ健全な発展が可能となるものであり、また、我が国の発展を支える柱として国の支援が求められる。

よって国会並びに政府におかれては、私立学校教育の重要性を認識され、私立高等学校等に対する財政措置の一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月12日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
文 部 科 学 大 臣	渡 海 紀 三 朗 様
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣	大 田 弘 子 様



第30号発議案

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者	中 原 八 一	小 林 林 一	佐 藤 純
	沢 野 修	柄 沢 正 三	小 野 峯 生
	三 林 碩 郎	志 田 邦 男	

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

クレジット契約は、商品の販売と代金の回収が分離されることから、販売業者にとっては、購入者の支払能力を考慮することなく高額商品を販売でき、クレジット会社から立替金をすぐに受領できるため、強引・悪質な販売方法により契約を獲得し、代金を取得した後は誠実な対応をする動機づけがなくなる。

そのためにクレジット被害（悪質なアポイントメントセールス、マルチ商法、内職商法、呉服、住宅リフォーム等の次々販売等による被害）が多発している実態がある。このような深刻なクレジット被害の防止と取引適正化を実現するためには、クレジット会社自身がクレジット契約の構造的危険性を防止する責任を負い、発生した損害を負担する法制度を整備することが重要である。

よって国会並びに政府におかれては、以下の事項を骨子として割賦販売法の抜本的改正を図られるよう強く要望する。

記

- 1 クレジット会社が顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 悪質販売等にクレジット契約を提供しないようにクレジット会社が加盟店を調査する義務とともに、販売契約が無効・取消・解除となる時は既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 1回又は2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者について登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月12日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
経 済 産 業 大 臣	甘 利 明 様



第31号発議案

被災者生活再建支援制度の見直しに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者	中 原 八 一	小 林 林 一	佐 藤 純
	沢 野 修	柄 沢 正 三	小 野 峯 生
	三 林 碩 郎		
賛成者	小 林 一 大	富 樫 一 成	佐 藤 卓 之
	市 村 孝 一	榆 井 辰 雄	小 島 洋 隆
	片 野 莞 爾	桜 井 甚 良	西 齋 藤 身 野
	佐 藤 莞 彦	岩 村 吉 和	尾 小 渡 三 志
	金 谷 国 洸	早 小 帆 東	川 野 辺 富 田 藤 川
	中 松 二 郎	帆 東 竹 松	皆 川 野 辺 富 田 藤 川
	村 井 伊 佐 夫	竹 松 横	
	石 野 伊 佐 夫		
	星 野 太 一 郎		
	青 木 太 一 郎		
	中 川 力 子		

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

被災者生活再建支援制度の見直しに関する意見書

地震などによる被災住宅を再建する場合の支援金の支給対象が、住宅の解体・撤去費用に限られているなど、被災者ニーズが必ずしも反映されていないと指摘されている「被災者生活再建支援法」について、住宅本体の建設・購入への支給拡大や年収要件の緩和などの改正を、今臨時国会で論議されようとしているが、新潟県中越沖地震の被災地においては、まさにこれから生活再建に向かおうとしているところであり、こうした住宅本体に対する支援などへの期待は極めて大きいものがある。

よって国会並びに政府におかれては、被災者生活再建支援制度の見直しに当たり、新潟県中越沖地震の震災により著しい被害を受けた被災者の再建意欲をそぐことのないよう、今まさに生活再建に向かおうとしている被災者への支援が可能な制度とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月12日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
防 災 担 当 大 臣	泉 信 也 様



第33号発議案

地方の道路財源の確保に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者	中 原 八 一	小 林 林 一	佐 藤 純
	沢 野 修	柄 沢 正 三	小 野 峯 生
	三 林 碩 郎		

賛成者	小 林 一 大	富 樫 一 成	佐 藤 卓 之
	市 村 孝 一 猛	榆 井 辰 雄	小 島 洋 隆
	片 野 孝 莞 爾	桜 井 甚 良 吉 和 謙 英	西 齋 尾 小 渡 三 石 内 市 志 佐 横
	佐 藤 莞 国 彦 洸 郎 修 夫 一 郎 二 仁 郎 次 二	岩 早 小 帆 東 梅 大 佐 小 松 中	藤 身 野 辺 富 塚 山 川 田 藤 尾
	金 中 村 石 星 進 竹 若 青 宮 皆	川 川 菊 山 谷 瀧 藤 山 川 川	野 野 富 塚 山 川 田 藤 尾
	野 松 井 野 山 月 木 崎 川		

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

地方の道路財源の確保に関する意見書

本県は、全国有数の豪雪地帯と相まって中山間地域が多く、公共交通手段の乏しい現状から自動車に依存する割合が高い状況となっている。

さらに、中越大震災、本年の中越沖地震と二度にわたる未曾有の大地震を経験し、道路整備が災害支援等に重要な役割を果たしたことを県民は強く再認識したところである。

しかしながら、本県では、未だに高規格幹線道路のネットワークが未完成であり、また一般道路の未整備区間も多く、通学路の約半分は歩道が未整備であることなど、県民の「命と暮らしを守る道路」の整備への期待と要望は一層強くなっている。

こうした中、平成18年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」では、道路特定財源諸税の全額を、道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みを改め、道路歳出を上回る税収は一般財源とすることとされた。

道路特定財源を一般財源化することは、県民が長年にわたり暫定税率による負担をしてきた受益者負担の基本理念を踏みはずすものであり、地方の今後の道路整備がさらに遅れることが懸念されるとともに、地方に暮らす県民生活の安全・安心と経済社会活動に多大な支障を及ぼすことが危惧され、地方と都市の格差が一層拡大することになる。

よって国会並びに政府におかれては、地方の意見及び実情を十分踏まえ、地方が必要とする道路整備を現在策定中の中期計画に適正に盛り込むとともに、地方の道路財源の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月12日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
国 土 交 通 大 臣	冬 柴 鐵 三 様
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣	大 田 弘 子 様

原案可決
全会一致

第34号発議案

生活保護制度に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年10月12日

提出者 佐藤 信幸 市川 政広

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

生活保護制度に関する意見書

生活保護制度は、我が国の全ての社会保障制度における最後のセーフティネットであり、国が責任を持ってその水準を確保しなければならない。そうした観点から、経済財政運営や構造改革の一環として、生活保護制度の縮小を図る方向性をもって変更をすることは、制度の本旨と相容れるものではない。とりわけ、就労支援を行ってもなお、雇用状況が改善しない母子世帯について、母子加算を廃止することは、そうした方々の生活を脅かしかねない。

よって国会並びに政府におかれては、憲法に記された健康で文化的な最低限度の生活を営めることを基本とし、社会保障全般との整合性等を十分に勘案した水準を保った生活保護制度としていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月12日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	舩 添 要 一 様